

29 福薬発第 423 号  
平成 29 年 11 月 14 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
副会長 田尻 泰典  
常務理事 小田 真稔

### 薬局における適正な業務の確保等について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

また、保険調剤は、各種関係法令の規定を遵守し適正に施行されなくてはなりません。下記の概念についても今一度ご案内いたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 保険調剤は契約調剤である。保険薬局の指定、保険薬剤師の登録は、保険調剤を担当する上で保険者との公法上の契約である。
- 契約の内容については、健康保険法、医薬品医療機器等法、薬剤師法、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（薬担規則）、厚生労働省告示等で規定されており、いわゆる法定約款となる。
- 保険薬局の指定、保険薬剤師の登録という公法上の契約を締結した上は、法定約款である健康保険法、医薬品医療機器等法、薬担規則、厚生労働省告示等を守り、保険調剤を担当する責務がある。契約違反は契約の解除（保険薬局の指定の取消、保険薬剤師の登録の取消）にもつながることに十分留意する必要がある。
- 機会ある毎に契約内容である関係法令、厚生労働省告示（算定要件）を確認しながら適正な保険調剤、調剤報酬の請求に努める必要がある。

以 上